

おおぐの

No.5



令和7年 4月 15日
校長 小原 正弘

●大規模地震発生時などの児童引き渡しについて

日の出町の小学校では、大規模地震が発生した場合など、以下のように対応することになります。保護者の皆様には、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

① 東海地震の警戒宣言が出た場合

② 東京都多摩地区において震度5強以上の地震が発生した場合



★児童は下校させず、保護者または事前に届けられている引取人のお迎えを待ちます。

- ・東京都多摩地区というのは、東京都の23区と島嶼を除く市町村の地域です。
- ・上記の①②の場合、電話やメールなどの連絡ができなくなることが予想されます。
学校からの連絡がなくても、お子さんを引き取りに来てください。

●学校でのけがの連絡について

お子さんが学校でけがをした時に、ご家庭に連絡を差し上げるのは次のとおりです。

① 大きなけがで、すぐに病院に連れて行く必要がある場合

- ・原則として、救急車を呼ぶか、学校がお子さんを病院に連れて行きます。その際、保護者の方に電話連絡を行います。
- ・保護者の方のご希望により、学校でお子さんを引き渡し、保護者の方に病院へ連れて行っていただくこともあります。

② それほど大きなけがではないと思われるが、経過観察や事後対応など、保護者の方に依頼する内容がある場合

- ・電話連絡か連絡帳などのお手紙で、けがの状況や依頼内容についてご連絡いたします。

ごく軽いけがで保護者の方に依頼する内容がない場合、学校からお知らせすることはいたしません。ご心配でしたら、学校までお問い合わせください。また、けがの程度にかかわらず、すべてのけがについて連絡がほしいという方は、予め学級担任まで申し出てください。よろしくお願いいたします。

尚、学校でのけがにかかわる医療費等につきまして、裏面をご覧ください。

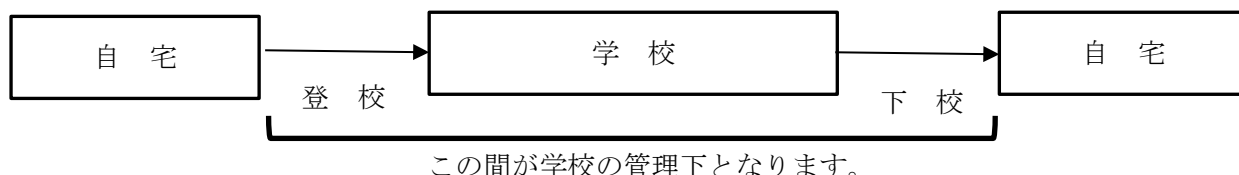
【裏面へ続く】

●学校での児童のけがにかかわる医療費等について

学校の管理下において、児童がけがをして医療機関で受診した場合の医療費の扱いについては、毎年4月当初に、日の出町教育委員会が文書を配布・説明しているところですが、仕組みが多少複雑ですので、ここに改めて説明させていただきます。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1 学校の管理下とは

学校の管理下とは、児童が朝、登校するために自宅を出てから、下校して帰宅するまでのすべての時間のことです（学校行事等で校外に出かけた場合も含まれます）。この間に児童がけがをして医療機関で受診した場合に、医療費の自己負担分等が給付されるシステムがあります。



2 学校の管理下のけがにかかわる医療費等の扱い

(1) 学校の管理下におけるけがの場合、学校を通じて申請することにより、日本スポーツ振興センターより給付金が支給されます。

従って、日の出町の子ども医療証は使用しないでください。

・医療機関の窓口で、一旦、医療費の自己負担分をお支払いいただきます。

・学校からお渡しする書類を、治療後に医療機関に提出し、必要事項を記入・返却してもらい、学校に提出していただきます。

・学校が、スポーツ振興センターに給付金の申請を行います。

・後日、保護者の口座に給付金が振り込まれます。

★給付金は、医療費の自己負担分(医療費総額の3割)とお見舞い金(総額の1割)です。

★医療費の保険点数が500点未満の場合は、給付金は支給されません。

→その場合は、医療機関の領収書を日の出町役場の医療証担当課に提出すれば、自己負担分が支給されます。

(2) 保護者のご判断で、日の出町子ども医療証を使用した場合は、その後の扱いが以下になります。

・学校からお渡しする書類を、治療の終了後に医療機関に提出し、必要事項を記入・返却してもらい、学校に提出していただきます。

・学校が、スポーツ振興センターに給付金の申請を行います。

・後日、保護者の口座に給付金が振り込まれます。

★給付金は、お見舞い金(医療費総額の1割)のみとなります。

★医療費の保険点数が500点未満の場合は、給付金は支給されません。

尚、保護者の皆様から給付金関係書類の提出がない場合は、スポーツ振興センターへの申請を行うことができません。

ご不明の点がございましたら、本校副校長の山崎、または、養護教諭の右田までお問い合わせください。